

第1節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

| | | | |
|-------|------------------|------|--------------------|
| 根拠法令等 | 社会福祉法（第4条、第107条） | 所管課 | 保健福祉総務課 地域福祉推進室 |
| | | 負担割合 | 市10/10 |

< 目的・事業内容 >

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第2次の計画を平成22年3月に策定した。計画期間は、平成22年度から26年度までである。

①第2次大牟田市地域福祉計画の推進

第2次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進～協働～」という3つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組むこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、①支え合いの啓発事業、②出張地域デビュー講座、③ボランティア活動の活性化、④災害時等要援護者支援制度、⑤コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、⑥小学校区別地域福祉計画の策定支援、の6事業を掲げている。

平成25年度は「支え合いの啓発事業」の一環として、障害福祉サービス事業所等を通じ、障害者への周知と登録促進を行った。

また、地域福祉計画の進捗管理については、市民や社会福祉関係者、学識経験者からなる「大牟田市地域福祉計画推進委員会」において事業の進捗状況や今後の計画等を報告し、委員から評価や助言を得ながら、今後の地域福祉推進の方向について協議を行った。

②災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：9,795人 平成26年3月末現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

- 「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成26年3月末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・みなと校区運営協議会
- ・倉永校区まちづくり協議会
- ・天領校区まちづくり協議会
- ・玉川校区まちづくり協議会
- ・吉野校区総合まちづくり協議会

- ・安心安全まちづくり天の原校区協議会
- ・駛馬北校区まちづくり協議会
- ・大正校区まちづくり協議会
- ・上内校区まちづくり協議会
- ・銀水校区まちづくり協議会

(安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成25年6月解散。同年7月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結)

③大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

日時：平成26年2月9日(土)

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約400人

[実施内容]

副題「地域支えあい絆セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・大牟田善意銀行設立50周年の歩み
- ・基調講演「「できない」を「できる」に変える ～地域づくりは「あなた」が主役～」
(講師：木村 俊昭氏)

2 社会福祉協議会

(1)社会福祉協議会への支援

| | | | |
|-------|---|------|--------------------|
| 根拠法令等 | 大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱 | 所管課 | 保健福祉総務課 地域福祉推進室 |
| | | 負担割合 | 市10/10 |

< 目的・事業内容 >

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

< 実績 >

| 項目 | 金額(円) |
|-----------|------------|
| 社会福祉協議会補助 | 41,419,000 |

3 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動

| | | | |
|-------|---|------|--------------------|
| 根拠法令等 | 民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第16条～第18条の3） | 所管課 | 保健福祉総務課 地域福祉推進室 |
| | | 負担割合 | 市1/2 県1/2程度 |

< 目的・事業内容 >

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

なお、平成25年度において、3年に1度の一斉改選が行われた。

民生委員・児童委員の任期 平成25年12月1日～平成28年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 297人〔<内> 主任児童委員 42人〕 ※平成25年12月1日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

< 実 績 >

民生委員・児童委員の活動状況

| 区 分 | | 民生委員・児童委員 | 主任児童委員(再掲) |
|------------|-------------|-----------|------------|
| 内容別相談・支援件数 | 在宅福祉 | 432 | 0 |
| | 介護保険 | 226 | 22 |
| | 健康・保健医療 | 454 | 7 |
| | 子育て・母子保健 | 281 | 126 |
| | 子どもの地域生活 | 1,011 | 142 |
| | 子どもの教育・学校生活 | 530 | 269 |
| | 生活費 | 365 | 3 |
| | 年金・保険 | 58 | 0 |
| | 仕事 | 63 | 9 |
| | 家族関係 | 392 | 4 |
| | 住居 | 229 | 1 |
| | 生活環境 | 759 | 1 |
| | 日常的な支援 | 3,078 | 69 |
| | その他 | 2,058 | 40 |
| 計 | 9,936 | 693 | |

| | | | |
|------------|-----------------|--------|-------|
| 分野別相談・支援件数 | 高齢者に関すること | 5,274 | 37 |
| | 障害者に関すること | 623 | 85 |
| | 子どもに関すること | 2,027 | 535 |
| | その他 | 2,012 | 36 |
| | 計 | 9,936 | 693 |
| その他の活動件数 | 調査・実態把握 | 7,645 | 162 |
| | 行事・事業・会議への参加・協力 | 11,994 | 1,450 |
| | 地域福祉活動・自主活動 | 19,308 | 2,508 |
| | 民児協運営・研修 | 9,779 | 1,894 |
| | 証明事務 | 506 | 8 |
| | 要保護児童の発見の通告・仲介 | 233 | 21 |
| 訪問回数 | 訪問・連絡活動 | 68,157 | 1,105 |
| | その他 | 53,031 | 975 |
| 連絡調整回数 | 委員相互 | 24,603 | 6,080 |
| | その他の関係機関 | 11,906 | 1,401 |
| 活動日数 | | 51,429 | 6,096 |

(2) 民生委員推薦会

| | | | |
|-------|-------------------|------|--------------------|
| 根拠法令等 | 民生委員法 民生委員法施行令 | 所管課 | 保健福祉総務課 地域福祉推進室 |
| | | 負担割合 | 市 10/10 |

< 目的・事業内容 >

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 14人

民生委員推薦会委員の任期 平成25年7月1日～平成28年6月30日（3年間）

< 実績 >

| | | | | | |
|------|----|--------|-----------------------|------|-----|
| 会議回数 | 7回 | 候補者推薦数 | 289人 (内、主任児童委員42人) | 退任者数 | 70人 |
|------|----|--------|-----------------------|------|-----|

※候補者推薦数と退任者数は、一斉改選における対象者数

4 社会福祉法人指導監査

< 目的・事業内容 >

社会福祉法人は、極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉事業を推進する中核的な組織として、時代の要請に応え、多様な福祉サービスを適切に提供する役割が期待されている。本市における指導監査では、法人の運営管理、公的資金の取扱い等が法令等を遵守した適正な取組みが行われているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地による監査を行う。

<実績>

| | | | | | |
|-------|------|---------------|------|------------------------|------------|
| 対象法人数 | 26法人 | 指導監査実施 法人数 | 10法人 | うち文書指摘法人数 うち文書指導法人数 | 1法人 5法人 |
|-------|------|---------------|------|------------------------|------------|

※第2次地方分権一括法により、県から権限委譲により平成25年度から実施。

5 大牟田市福祉振興基金

| | | | |
|-------|--------------|-----|---------|
| 根拠法令等 | 大牟田市福祉振興基金条例 | 所管課 | 保健福祉総務課 |
|-------|--------------|-----|---------|

<目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

<実績>

運営状況

(単位：千円)

| 24年度末現在高 | 25年度中増減額 | | 25年度末現在高 |
|----------|----------|-------|----------|
| | 積立金 | 取り崩し額 | |
| 371,970 | 1,433 | 0 | 373,403 |

※福祉振興基金への寄付金10件分540千円及び運用利子893千円の積立てを行った。